

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
休むこと
がたまた
まの翌日)

目次

◇告示

字の区域の変更

計量器の定期検査の実施

技能検定試験の手数料の額の一部改正

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地処分

解除予定の保安林(二件)

開発行為に関する工事の完了(四件)

◇公告

クリーニング師試験の実施

技能検定の実施

告示

鳥取県告示第七百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による上郷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十四年五月二十一日現在の地番による。)

大字大杉字河内谷

大字大杉字河内谷のうち八九九の一三から八九九の一
一九まで、八九九の二二一及び八九九の二二二以外の区域、
大字大杉字朽谷八八五の三、八八六の四及びこれらと一体
をなす国有地、大字大杉字西山筋八八八の二、八八八の三、
八九〇の二、八九三の二から八九三の四まで、八九三の六
から八九三の八まで、八九四の二から八九四の五まで、八
九八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに八九八の一
及び八九八の四と一体をなす国有地、大字山田字新林五八
五の二並びに大字山田字坂ノ上六二一の一、六二二の四、
六二二の七から六二二の二六まで及びこれらと一体をなす
国有地

大字大杉字三郎谷	大字大杉字三郎谷の全域並びに大字大杉字河内谷八九九の一一三から八九九の一一九まで、八九九の二二一及び八九九の二二二
大字大杉字西山筋	大字大杉字西山筋のうち八八八の二、八八八の三、八九〇の二、八九三の二から八九三の四まで、八九三の六から八九三の八まで、八九四の二から八九四の五まで、八九八の五及びこれらと一体をなす国有地並びに八九八の一及び八九八の四と一体をなす国有地以外の区域
大字大杉字朽谷	大字大杉字朽谷のうち八八五の三、八八六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山田字新林	大字山田字新林のうち五八五の二以外の区域
大字山田字坂ノ上	大字山田字坂ノ上のうち六二一の一、六二一の四、六二一の七から六二一の二六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字福永字西峯	大字福永字西峯の全域、大字福永字庵住谷三六八の三、大字福永字北ノ谷三七六の二及び三七七の三、大字福永字倉ノ谷三七八の二及び三七九の一から三七九の三まで、大字福永字滝ノ谷三九二、三九三の一、三九三の二及び三九四、大字福永字北谷三九五の二、三九五の三、四〇〇の九、四〇三の二、四〇四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇〇の一及び四〇三の一と一体をなす国有地並びに大字倉坂字鶏塚一一四三の三

大字福永字庵住谷	大字福永字庵住谷のうち三六八の三以外の区域
大字福永字北ノ谷	大字福永字北ノ谷のうち三七六の二及び三七七の三以外の区域
大字福永字倉ノ谷	大字福永字倉ノ谷のうち三七八の二及び三七九の一から三七九の三まで以外の区域
大字福永字北谷	大字福永字北谷のうち三九五の二、三九五の三、四〇〇の九、四〇三の二、四〇四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇〇の一及び四〇三の一と一体をなす国有地以外の区域
大字福永字滝ノ谷	大字福永字滝ノ谷のうち三九二、三九三の一、三九三の二及び三九四以外の区域
大字倉坂字鶏塚	大字倉坂字鶏塚のうち一一四三の三以外の区域

鳥取県告示第七百八十一号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十五年十月十三日から
昭和五十六年三月三十一日まで
当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十五年十月十三日	午前十時から 正 午まで	鳥取市	鳥取市賀露公民館
〃	午後一時から 午後三時まで	〃	鳥取市湖山公民館
昭和五十五年十月十四日	午前十時から 午後三時まで	〃	鳥取市立日進小学校
昭和五十五年十月十五日	〃	〃	〃
昭和五十五年十月十六日	午前十時から 午後二時まで	〃	鳥取市農業協同組合 中ノ郷支所
昭和五十五年十月十七日	午前十時から 午後三時まで	〃	鳥取市立日進小学校
昭和五十五年十月二十日	〃	〃	〃
昭和五十五年十月二十七日	午前十時から 午後二時まで	〃	〃

鳥取県告示第七百八十二号

昭和五十四年九月鳥取県告示第八百二二号(鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について)の一部を次のように改正する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

実技試験の表中「造園」を「園芸装飾
造 園」に、「板金」を「板
工業彫刻」に、

「光学ガラス研磨」を「光学ガラス研磨
眼鏡レンズ加工」に、「木型製作」を「木型製作
漆器素地

製造」に、「紙器・ダンボール箱製造」を「竹
紙器・ダンボール箱製造」に、

「ガラス製品製造」を「ガラス製品製造
ほうろう加工」に、「ブロック建築」を「ブロ
ック建築

エルシーパネル施工」に、「金属材料試験」を「金属材料試験
漆器製造」に、「塗装」

を「塗 装」に、「義肢・装具製作」を「義肢・装具製作
舞台機構調整」に改める。

を「塗料調色」に、「工業 包装」

鳥取県告示第七百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を昭和五十五年九月六日認可した
ので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字大杉六二〇番地米田茂ほか八十四人の者からこれらの者が行う土地改良事業に係る上郷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字徳万字添水谷四三一の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字上戸坂四四六の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年五月七日 鳥取県指令受都計第百三三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市立川町五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇

エヌ・ケイ・テイ興産株式会社

代表取締役 満 倉 淳 吉

鳥取市瓦町六五四

有限会社北洋不動産

取締役 細 川 雅 章

鳥取県告示第七百八十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年七月二十五日 鳥取県指令受都計第百九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字大シャウゴ及び字長代

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社不動産

代表取締役 田 中 宣 二

鳥取県告示第七百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月二十日 鳥取県指令受都計第百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市丸山町、覚寺字水取山、字水取及び字下隅ノ内並びに浜坂字北裏山（一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町九七五―二

日建工業株式会社

代表取締役 田 中 美 春

鳥取県告示第七百九十号

次の開発行為に關する工事が宗了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十一月二十九日 鳥取県指令受都計第三百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字東井手越シ及び字西井手越シ（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九一四

株式会社相互信販

代表取締役社長 岸 野 高 春

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のように実施する。

昭和55年9月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

(1) 学科試験 昭和55年10月17日（金）10時から12時まで

(2) 実地試験 昭和55年10月17日（金）13時30分から

2 試験の場所

(1) 学科試験 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県庁第二庁舎第2会議室（8階）

(2) 実地試験 鳥取市南甘方一丁目71番地の2

鳥取県理容美容高等専修学校

3 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）

附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

4 試験科目

(1) 衛生法規に關する知識

(2) 公衆衛生に關する知識

(3) 洗たく物の処理に關する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真（手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、

裏面に氏名及び生月年日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

ア、鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ、鳥取県外に住所を有する者は、(〒680) 鳥取市東町一丁目220番

地鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 受験願書の提出期間

昭和55年9月16日から同月30日まで。ただし、郵送の場合は、同月30日までの消印があれば有効とする。

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 5,000円

(2)、納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

この場合、消印をしないこと。

なお、鳥取県外に住所を有する者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ(綿の混入率が、35パーセント以上のものに限る。)

8 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課(電話0857-26-7187)に照会すること。

(3) 文書によつて照会する場合は、50円切手をはった返信用封筒を同封すること。

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第2項の規定に基づき、昭和55年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により公告する。

昭和55年9月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

機械検査、時計修理、農業機械整備、和裁、寝具製作、メリヤス縫製、紙器ダンボール箱製造、洋菓子製造、和菓子製造、鍛造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、建築大工、かわらぶき、型わく施工、鉄筋組立て、カーテン施工、ガラス施工、機械製図、電気製図、みそ製造、配管、防水施工、園芸装飾、エーテルシパネル施工、浴そう設備施工及び塗料調色

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。ただし、エーテルシパネル施工、浴そう設備施工及び塗料調色に係

る技能検定については、等級を分けないで行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和55年12月6日(土)から昭和56年2月28日(土)までの間に
おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公示

実技試験問題は、昭和55年11月25日(火)に鳥取県職業能力開発
協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査、時計修理、農業用機械整備、和裁、寝 具製作、メリヤス縫製、紙器ダンボール箱製造、 洋菓子製造及び和菓子製造	昭和56年2月8日 (日)
鍛造、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、 紳士服製造、建築大工、かわらぶき、型わく施工、 鉄筋組立て、カーテン施工、ガラス施工、機械製	昭和56年2月15日 (日)

図及び電気製図

みそ製造、配管、防水施工、園芸装飾、エーエル
シーパネル施工、浴そう設備施工及び塗料調色
昭和56年2月22日
(日)

1 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所において行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格
を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102

鳥取県職業能力開発協会(電話鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和55年10月1日(水)から同月13日(月)まで(郵送による場合
は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付
する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請
書請求」と朱書き返信用封筒(あて先を記入し、50円切手をはった
もの)を同封して行うこと。

1 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「申請書
在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	8,000 (円)
時 計 修 理	8,500
農 業 機 械 整 備	8,500
和 裁	7,000
寝 具 製 作	8,500
メ リ ヤ ス 縫 製	8,500
紙 器 ダ ソ ン ボ ー ル 箱 製 造	8,500
洋 菓 子 製 造	8,000
和 菓 子 製 造	8,000
鍛 造	8,500
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	8,500
婦 人 子 供 服 製 造	8,000

紳 士 服 製 造	8,000
建 築 大 工	8,500
か わ ら ぶ き	8,500
型 わ く 施 工	8,500
鉄 筋 組 立 て	8,500
カ ー テ ン 施 工	8,500
ガ ラ ス 施 工	8,500
機 械 製 図	5,000
電 気 製 図	5,000
み そ 製 造	8,500
配 管	8,500
防 水 施 工	8,500
園 芸 装 飾	8,500
エ ー エ ル シ ー パ ー ネ ル 施 工	8,500
浴 そ う 設 備 施 工	8,500
塗 料 調 色	8,500

4 学科試験の手数料

1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受なかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和56年3月27日(金)書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和56年3月27日の県公報で公告するほか、合格者には、合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。)】